

内定後の外国人採用時の注意点

ビザ変更に関わる学生時代のアルバイトオーバーワークについて

外国人の「留学生ビザ」、帰国困難な「特定活動ビザ」の方の場合は、法律で一週間に働ける時間は28Hと定められています。これを超えるとオーバーワークとなり、なぜオーバーワークをしたのか？の「理由書」が必要となります。理由書には、オーバーワークをしてしまった生活背景、どういう手段でオーバーワークとなったのか？知識としてわかっていてやったのか？どう思ってるのか？の謝罪、もう今後はこのようなことはしないという再発防止、母国の国家を背負って信用の原状回復のための努力を誓う項目を理由書として提出しなくてはなりません。

入管に対しての対応（弊社では、面接前に概ねのヒアリングし面接参加資格があるか判別。

内定後は精緻に源泉徴収票、課税証明書、通帳、給与明細、賃金台帳チェックを行い判別。）

- ① 認められるまで理由書を書き換え再提出（時間を要します）※事前に理由書提出が望ましい。
- ② ビザの期限が迫ってる場合は、「特定活動ビザ」に切り替え時間を確保し、その後に「特定技能」のビザに二段階で切り替える。※この場合は二回書類が必要です。※基本的に技人国、介護はこの方法は入管が厳しいため使わない。（特定技能に移行準備するための特定活動ビザ28H縛りはない）
- ③ もし、特定技能介護が認められない場合は、その求職者は帰国しなくてはなりません。その際は、当社の方で別の求職者を無償でアテンドいたします。
- ④ 健康診断については、雇用主となる企業側負担となります。
- ⑤ ④によりビザが下りない場合は、別途対応が必要となり個別協議となります。

給与振り込み銀行口座の開設

指定銀行での口座開設が必要な場合

- ・必要書類の準備と窓口の対応サポート（印鑑、パスポート、在留カード）
- ・ベトナムへの送金方法の理解
- ・日本語レベルが低い場合は、窓口での電話通訳対応を行います。

通勤環境の整備

- ① 通勤住所の確認。通勤手段確認（バス、電車、自転車、バイク、クルマなど）
※バイク、クルマによる通勤の場合
 - ・免許の確認・免許更新・車検・自賠責保険（強制保険）・任意保険
 - ・公共交通機関以外の場合の交通費について
- ② 天候不良、自転車、バイク、クルマの故障などの災害障害時の対応の確認と連絡先の明示・登録・テスト発進（WIFI環境下でない場合の対応について）
- ③ 公共交通機関を使用しないで自転車、バイク、クルマ通勤の場合の交通費についての明示

求職者が入管に書類を取りに行く

- ① 本人が書類を持参する
- ② 追加書類が必要な場合に提出する
- ③ 結果通知と新たな在留カードをもらいに行く。(パスポート、旧在留カード、4000円)

相談について窓口について

- ・相談窓口の明確化
通勤帰宅時の問題発生の場合・遅刻早退休みの相談の場合
体調不良の問題の場合
- ・行政上の手続きに必要なことの相談・金融機関窓口での問題

支援機関としての業務スタンスの説明

- ① 弊社のベトナム人アフターサポートスタッフより就職者には毎週メンタル状態や公私に渡る生活状況の心配りの連絡を致しており悩み、問題の早期発見早期解決に取り組んでいます。
- ② 日本で生活上本人スキルを鑑み可能と思われることは、本人の生活スキルの向上となると考えております。すべて、手取り足取り同行などで対応するものではありません。
- ③ 必要な対応については、運用の上でお客様含め両者協議の上、調整を行って参ります。
- ④ 支援機関業務については法律上定められた入管への定期的な提出事項への対応などを行うのを基本としています。(費用形態もこのスタンスをベースとして算出しています。)

税金年金免除申請

- ① ビザ申請前に必要なことです。本人が対応可能な場合は本人に行っていただきます。
- ② 通常は、本人で充分に対応可能です。
- ③ 日本語レベルが低い場合は、当社が電話通訳対応を致します。

求職者の様々な不安対応&情報交流&情報提供

- ① 工作上、労働時間、賃金、仕事関係の人間関係、精神的な悩み、肉体的な悩み
- ② 住居、通勤、生活、健康上、老化など体力的な悩み
- ③ プライベートな恋人、結婚離婚、妊娠、家族の悩み
- ④ 趣味、友達人間関係、差別、入院、
- ⑤
- ⑥ 死別の悲しみ、喜怒哀楽、宗教観、価値観など